

1面から続き

衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査 投票日 10/22(日)

問合せ
市選挙管理委員会
(☎47-8292)

▶投票できる人

今回の選挙で投票ができるのは、平成11年10月23日までに生まれた人で、今年7月9日までに大垣市に転入届出をされた人または住民票が作成されている人です。なお、9月30日以降に市内の他の投票区へ転居された人は、前住所地の投票所で投票してください。

また、市外へ転出あるいは他市町村から市内へ転入された人も投票できる場合がありますので、前住所地または現住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。

▶投票所には入場券を持参

郵送された入場券に指定の投票所が記載されています。なお、入場券が届いていなくても

選挙権がある人は投票ができますので、運転免許証など本人確認できるものを持参ください。

▶投票方法

衆議院議員総選挙	
小選挙区	候補者氏名
比例代表	政党などの名称
最高裁判所裁判官国民審査	
辞めさせたい裁判官に「×」	

▶郵便等による不在者投票

身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちの人で、重度の障がいがあり、一定の条件に該当する人や、介護保険法で要介護5の人は、郵便等による不在者投票ができます(「郵便等投票証明書」の事前申請が必要)。

▶代理・点字投票

手や目が不自由で文字を書くことができない人は、代理・点

字投票ができます。当日、投票所の係員に申し出てください。

▶選挙公報を新聞折込みで配布

選挙公報は、10月20日ころまでに新聞(中日・岐阜・毎日・朝日・読売・日本経済新聞の朝刊)折込みで配布します。

このほか、市役所、上石津・墨俣地域事務所、市民サービス

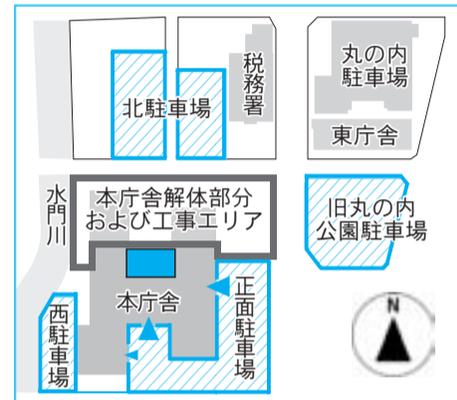
センターなどでも配布します。郵送希望の人は、市選挙管理委員会までお知らせください。

▶投票・開票速報

開票は、投票日当日の午後9時30分から大垣城ホールで行います。投票率と開票状況の速報は、インターネットや携帯サイトでご覧いただけます。

期日前投票をされる方へ

■…期日前投票所 □…駐車場



本庁舎正面駐車場は混み合いますので、旧丸の内公園駐車場、北駐車場、西駐車場をご利用ください。

投票日当日に仕事や旅行などのため投票所へ行けないことが見込まれる人は、期日前投票ができます。

期日前投票場所・日時については、下表のとおりです。

ところ	とき
市役所 1階 第4・5会議室	10/11(水)~ 10/21(土) 8:30~20:00
上石津地域事務所 1階第1会議室	10/14(土)~ 10/21(土) 8:30~20:00
墨俣地域事務所 2階地域政策課	10/14(土)~ 10/21(土) 8:30~20:00

お子さんの入学に必要な費用にお困りの保護者の方へ

入学準備費を 入学前に支給します



市は、経済的な理由で小中学校に通うお子さんの就学に必要な費用に困り、援助を希望する保護者の方に、給食費や学用品費の一部を支給する就学援助を行っています。

この就学援助費のうち、入学に必要な「入学準備費(入学に必要な学用品費などの費用)」について、入学前(3月上旬予定)に支給します。

◆対象/次の要件を全て満たす人 ①市内在住(平成30年3月末以前に市外へ転出する人を除く) ②お子さんが平成30年4月に大垣市立の小・中学校等へ入学予定 ③市の就学援助の基準で「準要保護」の基準に該当(市民税が非課税または減免となった世帯、児童扶養手当の支給を受けている世帯など)

◆申込/11月1日~平成30年1月31日

申込方法など詳しくは、庶務課(☎47-8022)へ

11月は口座振替 推進月間

11月は、口座振替推進月間です。市税などの納付に便利で安心な口座振替をご利用ください。

- 対象科目/【市税】市県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税 【保険料ほか】国民健康保険料(普通徴収)、介護保険料(普通徴収)、後期高齢者医療保険料(普通徴収)、育英資金償還金、保育料(幼保園・保育園・幼稚園)、市営住宅家賃等、市単独住宅使用料、水道料金、下水道使用料、留守家庭児童教室保育料、占用料
- 申込/納入通知書、預金通帳、通帳の印鑑を持参し、お近くの金融機関の窓口へ
- 問合せ/収納課(☎47-8729)へ

審議会を傍聴してみませんか

男女共同参画推進審議会		担当: 男女共同参画推進室(☎47-8549)
10月27日(金) 10:00~11:30	スイトピアセンター学習室3-1(学習館3階)	・大垣市第四次男女共同参画プラン(素案)について
食育推進会議		担当: 保健センター(☎75-2322)
11月1日(水) 13:30~15:00	保健センター4階 講堂	・大垣市第三次食育推進計画(素案)について

募集

市営墓地の 使用者

- 市は、右表の市営墓地の使用者を募集します。
- 応募資格/市内に在住または本籍があり、墓地使用の許可を受けてから1年以内に墓碑を建てられる人(外国人も可)
 - 応募区画/右表のうちいずれか1霊園で1世帯につき1区画のみ(応募者多数の区画は抽選)
 - 応募方法/10月23日~11月17日(消印有効)に、環境衛生課または上石津・墨俣地域事務所の市民福祉課で配布の申込書(市HPからダウンロード可)に必要な事項を記入し、本籍が記載された住民票(世帯全員の記載があるもの)を添えて、上記のいずれかへ提出

■問合せ/環境衛生課(〒503-8601 丸の内2-29、☎47-8571)へ

墓地名	所在地	募集区画数	面積	使用料(1区画) ※使用許可時に納付	
羽衣霊園	羽衣町1-9	13	0.81㎡	218,700円	
		1	1.00㎡	270,000円	
青野霊園	青野町485-1	10	1.44㎡	155,500円	
墨俣北 霊苑	墨俣町さい川1	A区画	1	3.00㎡	600,000円
		C区画	5	2.25㎡	500,000円
		E区画	1	3.45㎡	650,000円
墨俣第1南霊苑	墨俣町下宿1309	4	2.25㎡	200,000円	
墨俣第2南霊苑	墨俣町下宿350-1	10	1.96㎡	400,000円	

※いずれの霊園も、管理料として1,020円(年額)が必要